

# 第31回大阪府学校教育審議会

日 時 令和3年1月25日(月) 10:00～

会 場 ホテルプリムローズ大阪 3階 高砂

## 次 第

### 1 開 会

### 2 会長選出

### 3 審 議

- (1) 諮問
- (2) 今後の審議予定
- (3) 府立高校等の現状と課題認識について
- (4) その他

### 3 閉 会

## 配付資料

- ・ 次第
- ・ 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 大阪府学校教育審議会規則

資料1 諮問書(写し)

資料2 第31回大阪府学校教育審議会 資料

参考資料1 大阪の府立高校等の状況<データ集>

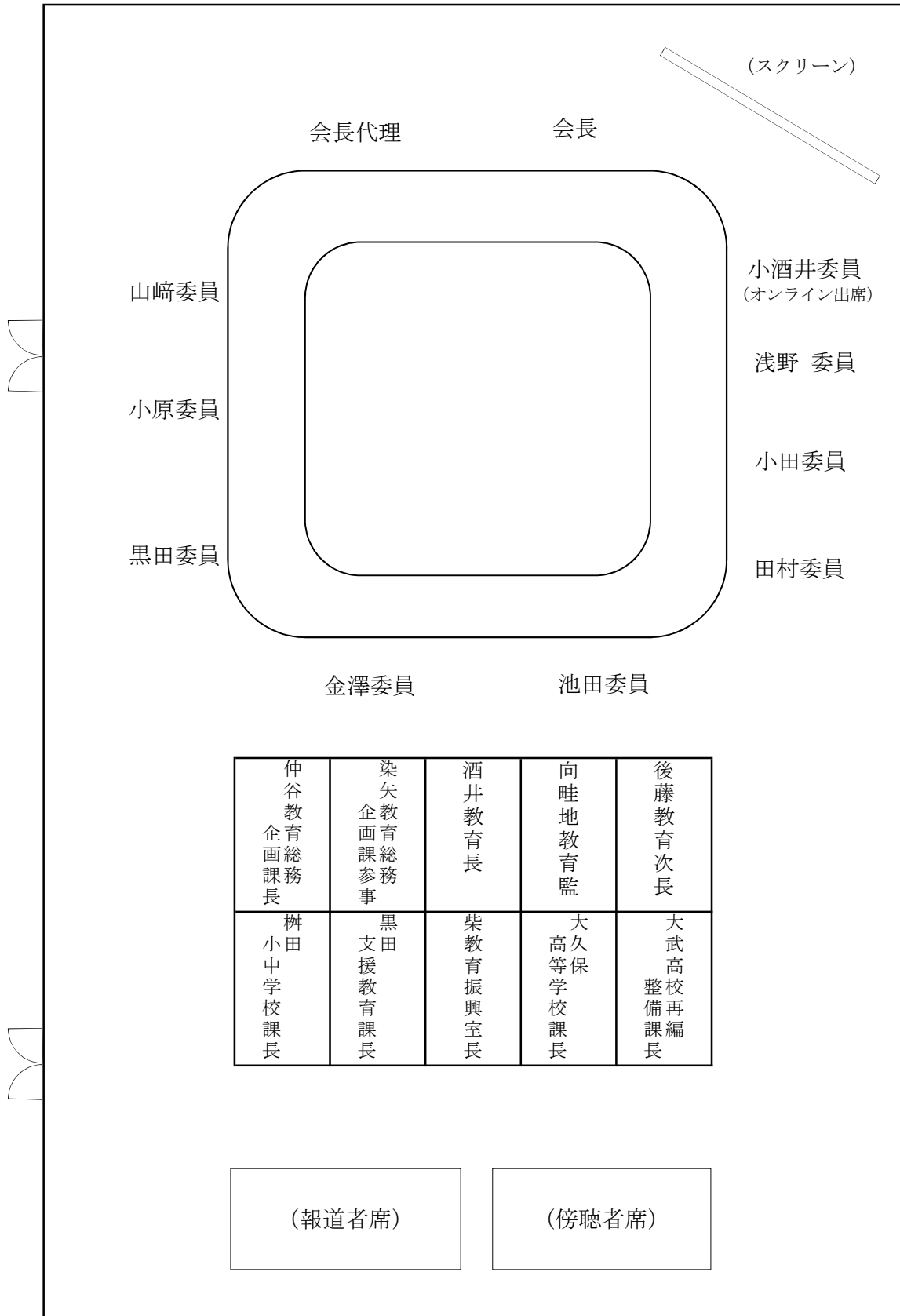
参考資料2 公立学校ガイド(令和3年度)

参考資料3 知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針(概要版)

## 大阪府学校教育審議会委員名簿兼出席者名簿

氏名	職名	分野	第31回会議
浅野 良一	兵庫教育大学大学院 教授	教育学	出席
小田 浩伸	大阪大谷大学 教育学部長	教育学	出席
田村 知子	大阪教育大学 教授	教育学	出席
池田 佳子	関西大学 教授	日本語教育 国際教育	出席
金澤 ますみ	桃山学院大学 准教授	学校ソーシャルワーク	出席
沼守 誠也	大阪成蹊大学・大阪成蹊短期大学 総務本部長・教職教育推進本部長	教育行政	欠席
小酒井 正和	玉川大学 教授	ICT	出席 (オンライン)
黒田 隆之	桃山学院大学 准教授	社会福祉	出席
小原 美紀	大阪大学大学院 教授	労働経済学	出席
山崎 智恵子	株式会社パソナ マイコーチ淀屋橋・難波チーム チーム長	企業関係者	出席

# 配席図



## ○大阪府学校教育審議会規則

昭和四十三年四月十日  
大阪府教育委員会規則第四号  
改正 昭和四五年四月三日教委規則第四号  
昭和四七年一二月二三日教委規則第一三号  
昭和五一年三月三十一日教委規則第六号  
昭和五二年六月一三日教委規則第八号  
昭和五四年一月五日教委規則第八号  
昭和五六年三月三十一日教委規則第二号  
昭和六〇年三月三〇日教委規則第四号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一一号  
昭和六〇年一二月二三日教委規則第一二号  
昭和六三年四月一日教委規則第二号  
平成四年三月三十一日教委規則第八号  
平成十一年三月三十一日教委規則第二号  
平成十二年七月四日教委規則第一六号  
平成一八年三月三十一日教委規則第四号  
平成一九年三月三〇日教委規則第一一号  
平成二〇年七月三〇日教委規則第一七号  
平成二三年三月二八日教委規則第三号  
平成二四年三月三〇日教委規則第三号  
平成二四年一月一日教委規則第三五号  
平成二八年三月三十一日教委規則第一五号

大阪府学校教育審議会規則をここに公布する。

大阪府学校教育審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例（昭和二十七年大阪府条例第三十九号。以下「条例」という。）  
第六条の規定に基づき、大阪府学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び専門委員（以  
下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇教委規則四・平一二教委規則一六・平二四教委規則三・一部改正)

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じて、条例第二条第二号の表  
に掲げる当該担当事務について調査審議し、及びこれらの事項について委員会に意見を述べるものとする。

(昭五六教委規則二・昭六〇教委規則一二・平二四教委規則三・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験のある者のうちから委員会が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭六〇教委規則一二・平一二教委規則一六・一部改正)

(専門委員)

第四条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから委員会が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了するまでの間在任する。

(平一二教委規則一六・全改)

(会長)

第五条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。  
(平一二教委規則一六・全改)

(会議)

第六条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第八条繰上・一部改正)

(部会)

第七条 審議会に必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれにあたる。
- 4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。  
(平一二教委規則一六・追加)

(報酬)

第八条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(昭四七教委規則一三・昭五一教委規則六・昭五二教委規則八・昭五四教委規則八・昭五六教委規則二・昭六〇教委規則四・昭六三教委規則二・平四教委規則八・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十条繰上・一部改正、平二四教委規則三・平二八教委規則一五・一部改正)

(費用弁償)

第九条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(昭六〇教委規則四・昭六〇教委規則一一・昭六三教委規則二・平一一教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十一条繰上・一部改正、平一八教委規則四・平二〇教委規則一七・平二四教委規則三・一部改正)

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(昭五六教委規則二・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十三条繰上、平二四教委規則三・旧第十一条繰上、平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(昭六〇教委規則四・一部改正、平一二教委規則一六・旧第十四条繰上、平二四教委規則三・旧第十二条繰上)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 大阪府教育課程審議会規則（昭和二十八年大阪府教育委員会規則第一号）は、廃止する。
- 3 委員等の報酬の額は、平成二十年八月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、第八条第一項の規定にかかわらず、日額八千八百円とする。

(平二〇教委規則一七・追加)

附 則（昭和四五年教委規則第四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年教委規則第一三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年教委規則第六号）

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五二年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十四年教委規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十六年教委規則第二号）

この規則は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年教委規則第四号）

この規則は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十八年教委規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十八年教委規則第一二号）抄  
（施行期日）

- 1 この規則は、昭和三十九年一月十二日から施行する。

附 則（昭和三十九年教委規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年教委規則第八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に委員となっている者の任期については、改正後の大阪府学校教育審議会規則第六条の規定にかかわらず、平成五年三月三十一日までとする。

附 則（平成十一年教委規則第二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

（大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則の廃止）

- 2 大阪府学校教育審議会等の委員の費用弁償の額の特例に関する規則（昭和三十四年大阪府教育委員会規則第七号）は、廃止する。

附 則（平成一二年教委規則第一六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年教委規則第四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成一九年教委規則第一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年教委規則第一七号）

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

附 則（平成二三年教委規則第三号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年教委規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年教委規則第一五号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。



大阪府学校教育審議会会長 様

次の事項について、諮問します。

今後の府立高校のあり方等について

令和3年1月25日

大阪府教育委員会

## 1 諮問事項

「今後の府立高校のあり方等について」

### <審議のテーマ>

- ・高い公平性を実現する今後の府立高校のあり方
- ・卓越性の観点からの府立高校の特色化・魅力化
- ・新しい時代における多様な生徒のための個別最適な学び
- ・人口減少下における府立学校の全体像

## 2 諮問理由

大阪府では、これまで、「これからの大阪の教育がめざす方向について～『学校力』の向上をめざして～（答申）」（平成 20 年 7 月）を踏まえて策定した「『大阪の教育力』向上プラン」（平成 21 年 1 月）や「大阪府教育振興基本計画」（平成 25 年 3 月）に基づき、府立高校において「卓越性」「公平性」の両立と「多様性」を追求してきた。また、「府立高等学校再編整備方針」を策定し、活力ある学校づくりをめざして再編整備を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」等に基づく教育環境の確保を推進してきた。

しかしながら、この間の急激な少子化による社会構造の変化の中で、募集定員に充たない府立高校の増加や偏在化が進んでいる。また、府立高校に在籍する知的障がい等支援を要する生徒が増加する一方、必要な支援が十分行き届いていない状況がある。さらに、新型コロナウイルス感染症により、リモート授業の導入など、これまでの教育のあり方が大きく変わりつつある。

このような中、中央教育審議会では、『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』の中間まとめがとりまとめられるなど、これからの時代にふさわしい学校教育のあり方についての議論が活性化している。

府においても、グローバル化が進展し、Society5.0 に向かう一方、少子化が加速していく今後の社会を見据え、これまでの府立高校の取組みを総括したうえで、多様な子どもたちの学びを保障し、希望する進路を実現するなど、府民ニーズに応え、未来の大阪を担う人材を育成するため、今後の府立高校のあるべき姿等について、学校教育審議会にご審議をお願いするものである。



## 第31回大阪府学校教育審議会 資料

---

### 1. これからの審議予定

### 2. 府立高校等の現状と課題認識

- ① 府立高校等の現状
- ② 府立高校等のこれまでの取組の成果
- ③ 府立高校のあり方等に係る審議に向けた課題認識

令和3年1月 大阪府教育庁



## 1. これからの審議予定

---

# 1 これからの審議予定

## ○ 学校教育審議会スケジュール

月1回程度の開催を予定している。

前半は、府立高校の「公平性」等を中心にご審議いただき、夏ごろに中間報告をいただく予定。

後半は、府立高校の「卓越性」「多様性」等を中心にご審議いただき、年末に答申をいただく予定。

(今回の諮問の審議予定)

審議会回数	審議内容
第1～2回	府立高校の役割について (第2回にはゲストスピーカーの招聘を予定)
第3～6回	・多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について ・高い公平性を実現する今後の府立高校のあり方等について
第7回	中間報告
第8回以降	「卓越性」「多様性」の観点からの府立高校等のあり方等について
令和3年12月頃	答申

※第2回会議のほかにも随時ゲストスピーカーを招聘予定。

## 2. 府立高校等の現状と課題認識

### ① 府立高校等の現状

---

## 2-① 府立高校等の現状

これまで府立高校がめざしてきたもの → 「卓越性」「公平性」の両立と「多様性」の追求

### 大阪府学校教育審議会答申（H20.7）

#### ○ 「大阪の教育力」向上プラン（H21.1）」

・教育は「国家百年の計」といわれる。同じく将来の大阪を担う子どもたちの教育は「大阪創造百年の計」。たとえ財政難の中にあっても、今の子どもたちへ必要な教育条件を整えることは、いわば未来への投資であり、必ず実を結び大阪の貴重な財産となる。今それを怠ることは、大阪の未来に「負債」を残すことに他ならない。

・府立高校は、「卓越性（Excellence）」と「公平性（Equity）」を高い水準で両立させることをめざす。（「卓越性」とは、生徒の持つ能力を最大限に伸ばす、伸びる生徒をとことん伸ばすこと。「公平性」とは、課題を抱える生徒、支援を要する生徒を含むすべての生徒の「学び」を保障すること。誰一人取り残さないこと。）

- ① 「教育改革プログラム」で取り組んだ特色づくり、再編整備のさらなる推進。進学指導特色校や新たな専門学科、専門コースの設置など
- ② 生徒の自立・自己実現の支援策として中退防止や相談体制の強化、キャリア教育の推進など

### 大阪府教育振興基本計画審議会答申（H25.3）

#### ○ 「大阪府教育振興基本計画（H25.3）」

・改正「教育基本法」及び「大阪府教育基本条例」に基づくもの。大阪の教育の全体像。10の基本方針に基づく施策をPDCAサイクルに基づき計画的に推進。

・高校教育の分野では、①公私の切磋琢磨と協調による高校の教育力向上、②活力あふれる府立高校づくり、③特色・魅力ある私立高校づくり支援の三本柱とする施策を推進。

・府立高校については、前プランの理念を受け継ぎ、「卓越性」「公平性」の両立と「多様性」の追求。「府立高等学校再編整備方針」と「府立高等学校・市立高等学校再編整備計画」の推進。

## 2-① 府立高校等の現状

### (1) 基礎データ

#### ■府立高等学校数 < R2年5月1日現在 >

府立高等学校	134(1)
昼間の高校	134(1)
全日制普通科(単独校)	68
全日制普通科(専門学科併置)	11
全日制普通科(総合学科併置)	1
全日制普通科単位制	4
全日制総合学科 (エンパワメントスクール及びクリエイティブスクールを除く)	14(1)
専門高校	25
全日制総合学科(エンパワメントスクール)	8
全日制総合学科(クリエイティブスクール)	1
多部制単位制(クリエイティブスクール)	2
定時制 (多部制単位制Ⅲ部(クリエイティブスクール)を含む)	15
通信制	1

※( )は分校で外数

#### ■府立支援学校数 < R2年5月1日現在 >

府立支援学校	44(2)
視覚障がい	2
聴覚障がい	4
知的障がい	24(1)
肢体不自由	12(1)
病弱	2

※( )は分校で外数

#### ■私立高校数 < R2年5月1日現在 >

高等学校	全日制	96
	通信制	12
中等教育学校		1

#### ■市立高等学校数 < R2年5月1日現在 >

	府全体	大阪市	堺市	東大阪市	岸和田市
高等学校	24	21	1	1	1
全日制	21	18	1	1	1
昼夜間 単位制	1	1	0	0	0
定時制	5	2	1	1	1

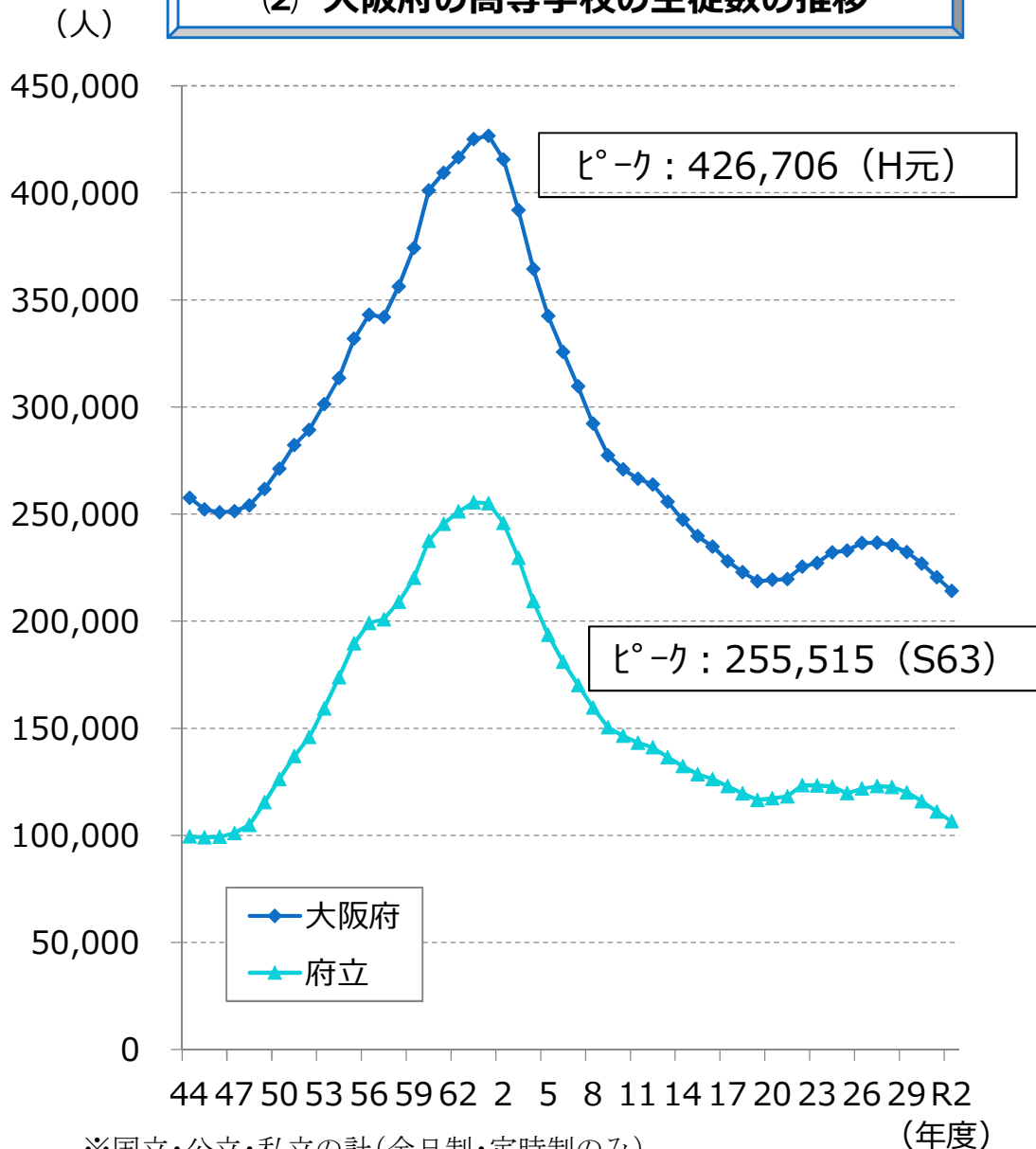
※堺市、東大阪市、岸和田市の高等学校は、全日制・定時制併置  
※大阪市の高等学校については公設民営学校1校を含む

#### ■高等学校・支援学校の児童生徒数及び教員数 < R2年5月1日現在 >

高等学校	生徒数					教員数				
	府立	市立	私立	国立	計	府立	市立	私立	国立	計
全日制	210,938	13,524	91,734	1,330	14,451	7,766	1,308	5,293	84	14,451
定時制	3,182	1,037	—	—	—	—	—	—	—	—
通信制	17,148	—	—	—	326	45	—	281	—	326
計	231,268	14,561	91,734	1,330	14,777	7,811	1,341	5,574	84	14,777
支援学校	児童生徒数					教員数				
	府立	市立	私立	国立	計	府立	市立	私立	国立	計
計	9,553	339	—	59	5,414	5,190	190	—	30	5,414

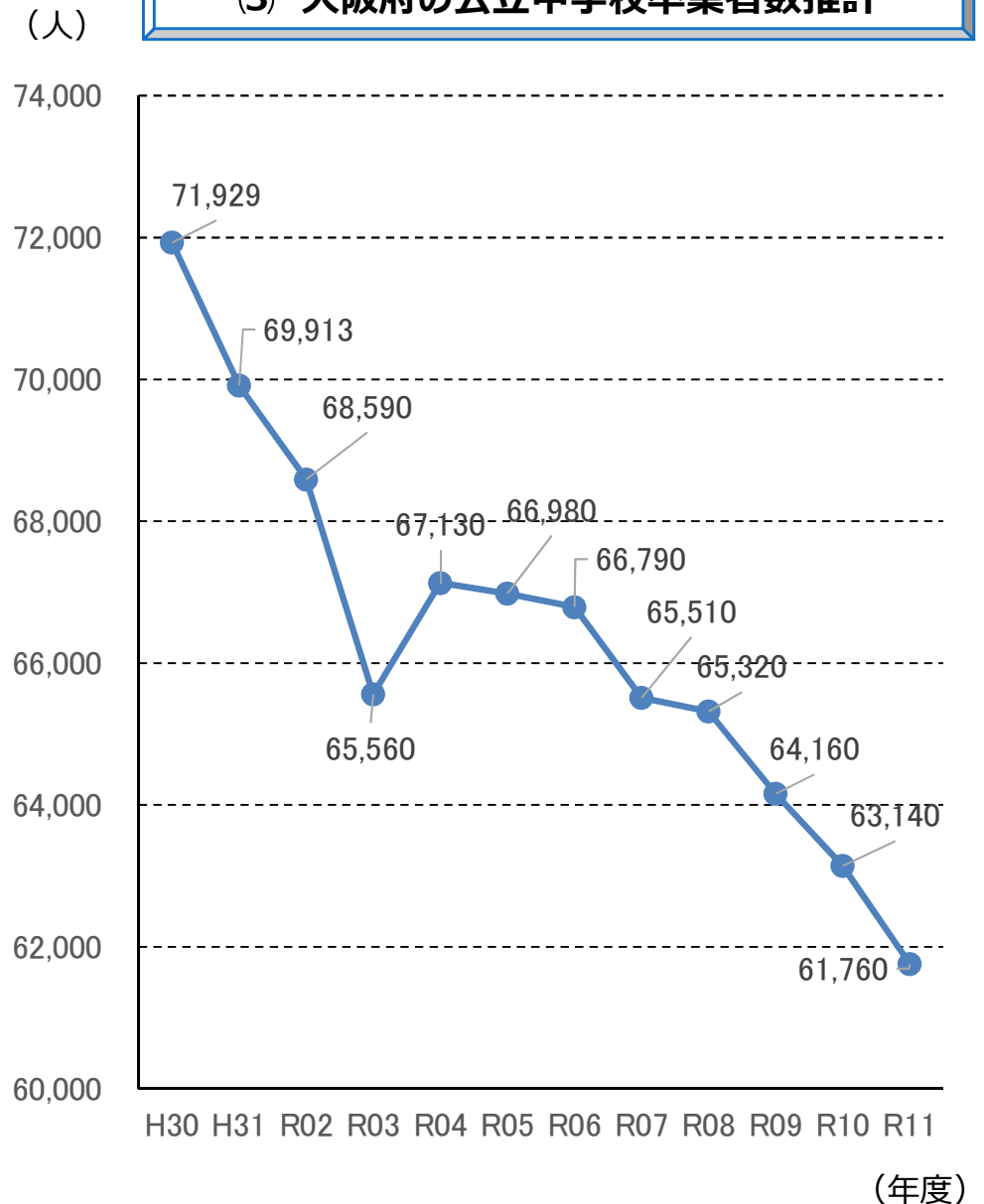
## 2 府立高校等の現状

(2) 大阪府の高等学校の生徒数の推移



※国立・公立・私立の計(全日制・定時制のみ)  
※各年5月1日現在(R02年度は速報値)

(3) 大阪府の公立中学校卒業生数推計



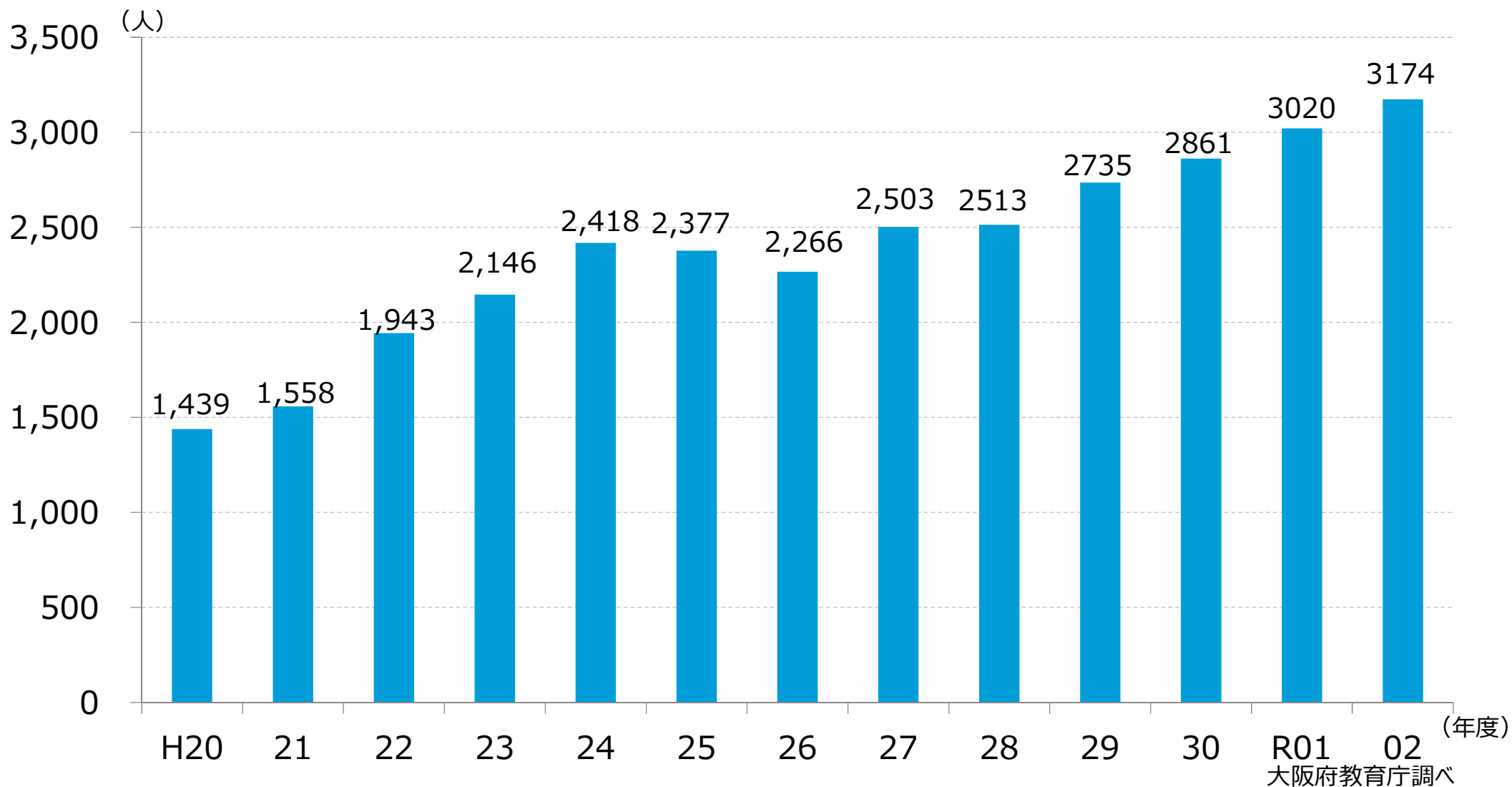
※令和2年5月1日現在の小・中学校在籍生徒数より推計



## 2-① 府立高校等の現状

### (4) 府立高校に在籍する障がい等により配慮を要する生徒の状況

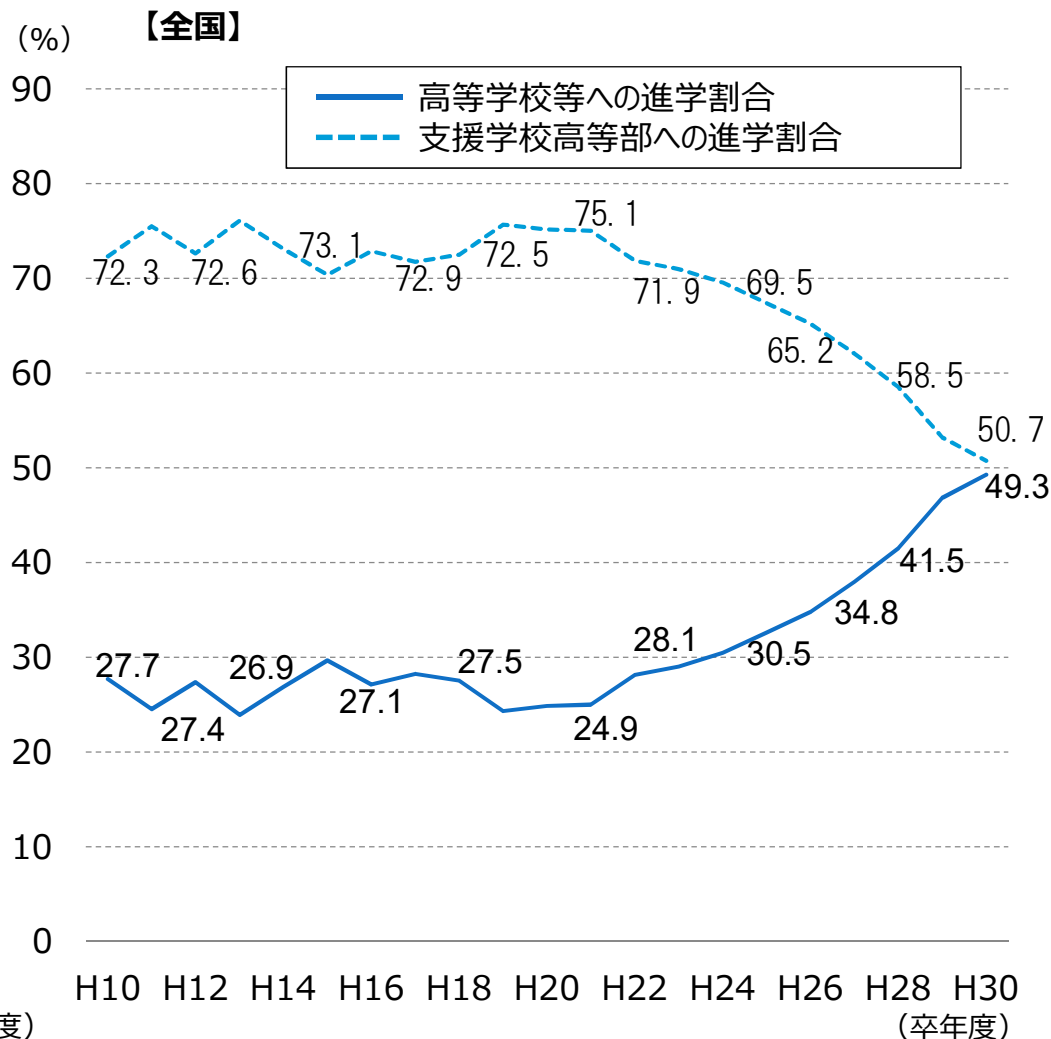
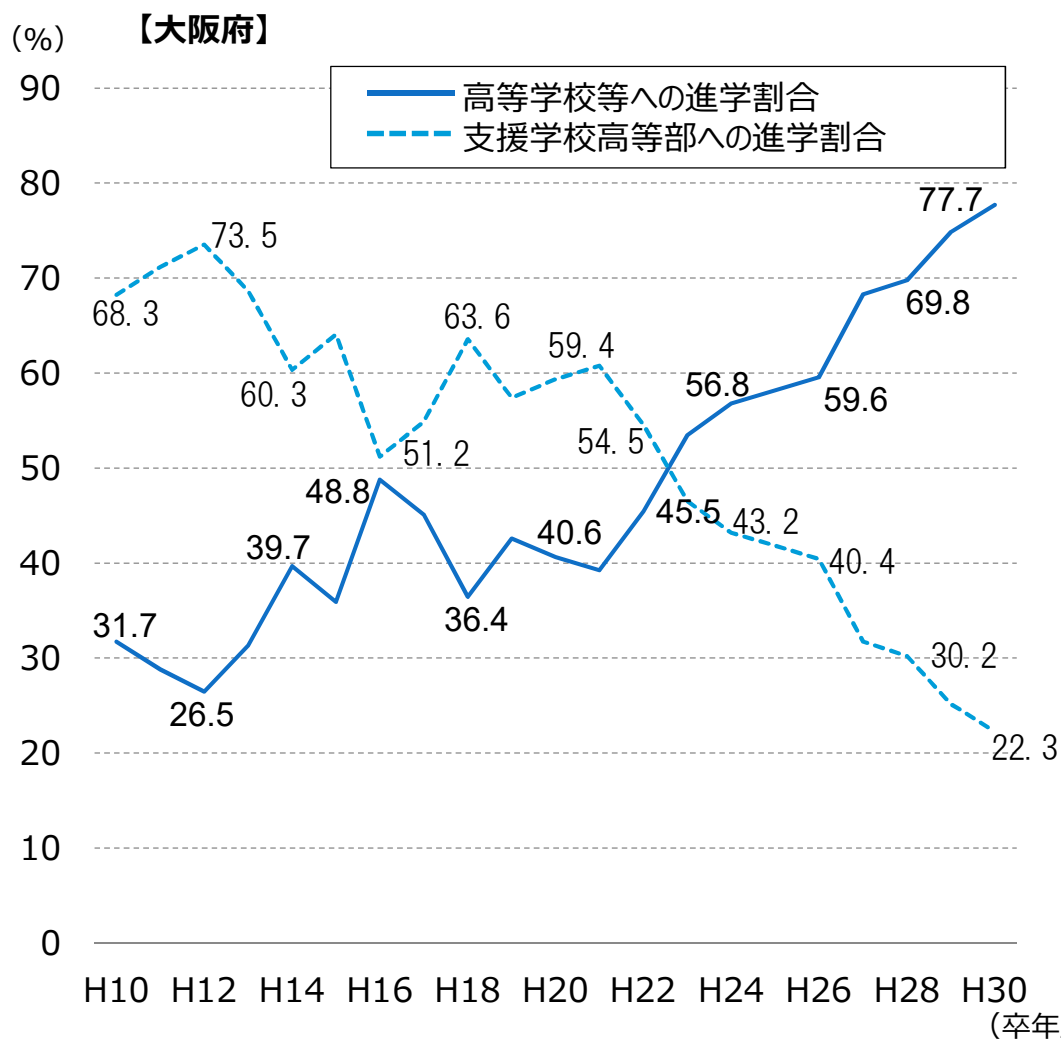
➤ 障がい等により修学上の配慮を要する生徒数は増加している。



## 2-① 府立高校等の現状

### (5) 中学校（支援学級）卒業後の進路状況（大阪府・全国）

➤ 支援学級から高等学校への進学割合が全国的に増加。大阪府は、その傾向がさらに顕著。



※高等学校等: 高等学校及び中等教育学校後期課程、高等専門学校

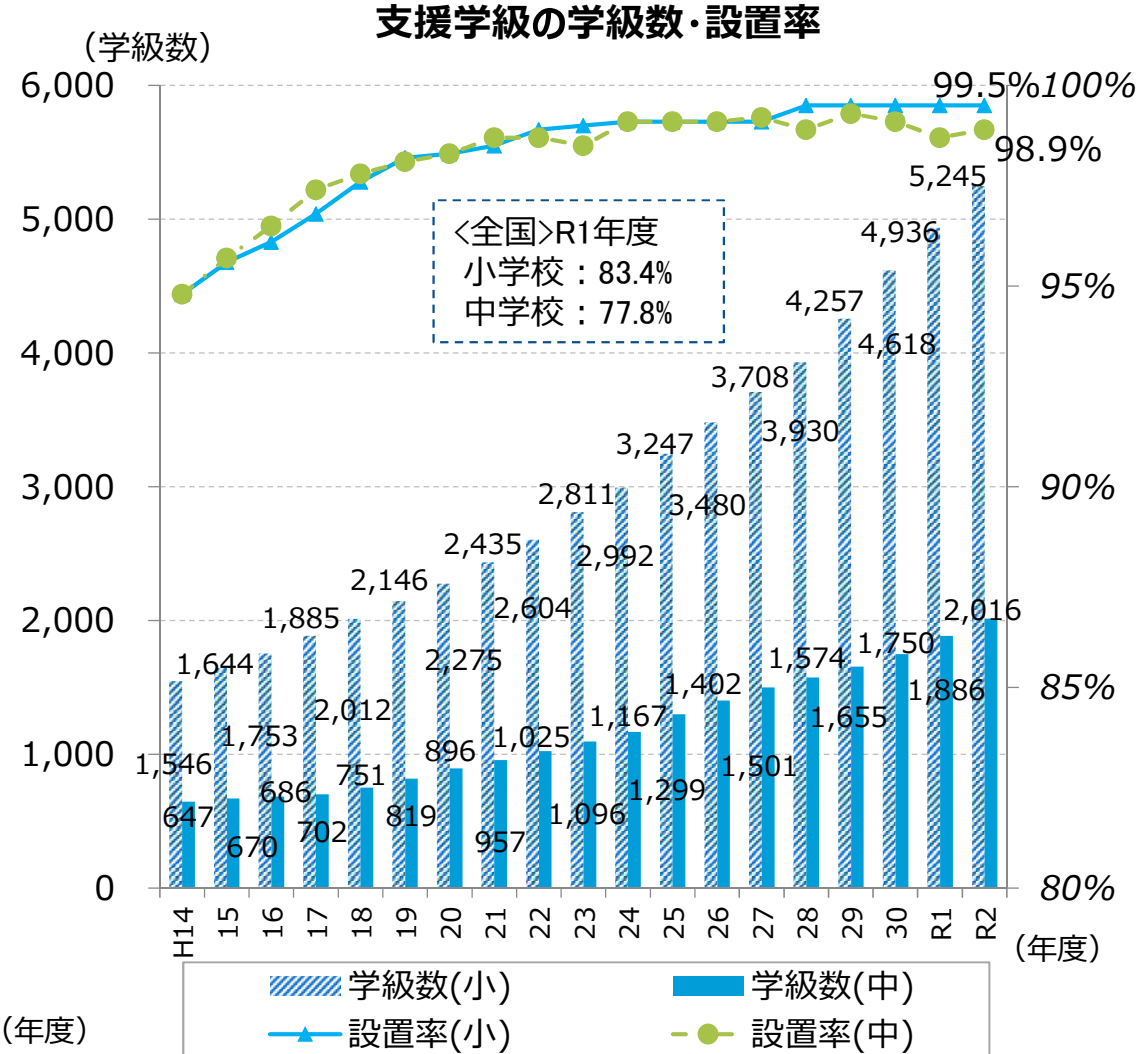
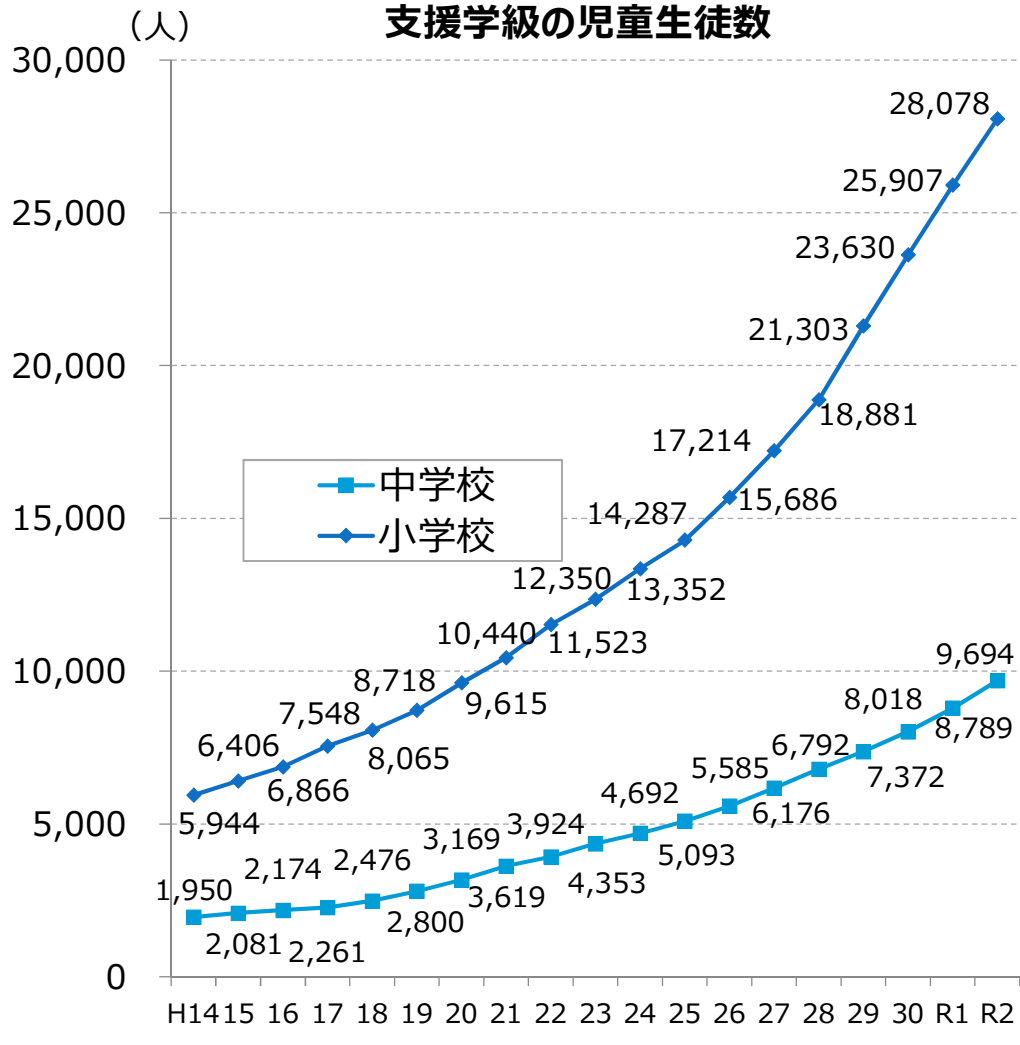
※平成28年度以降は、義務教育学校(後期課程)に設置された支援学級の状況を含む。

出典：文部科学省「学校基本調査」

## 2-① 府立高校等の現状

### (6) 支援学級数及びその児童生徒数・設置率（大阪府）

- 府内の小・中学校における支援学級の児童生徒数・学級数は、急増。
- 支援学級設置率は、全国平均を大きく上回る。



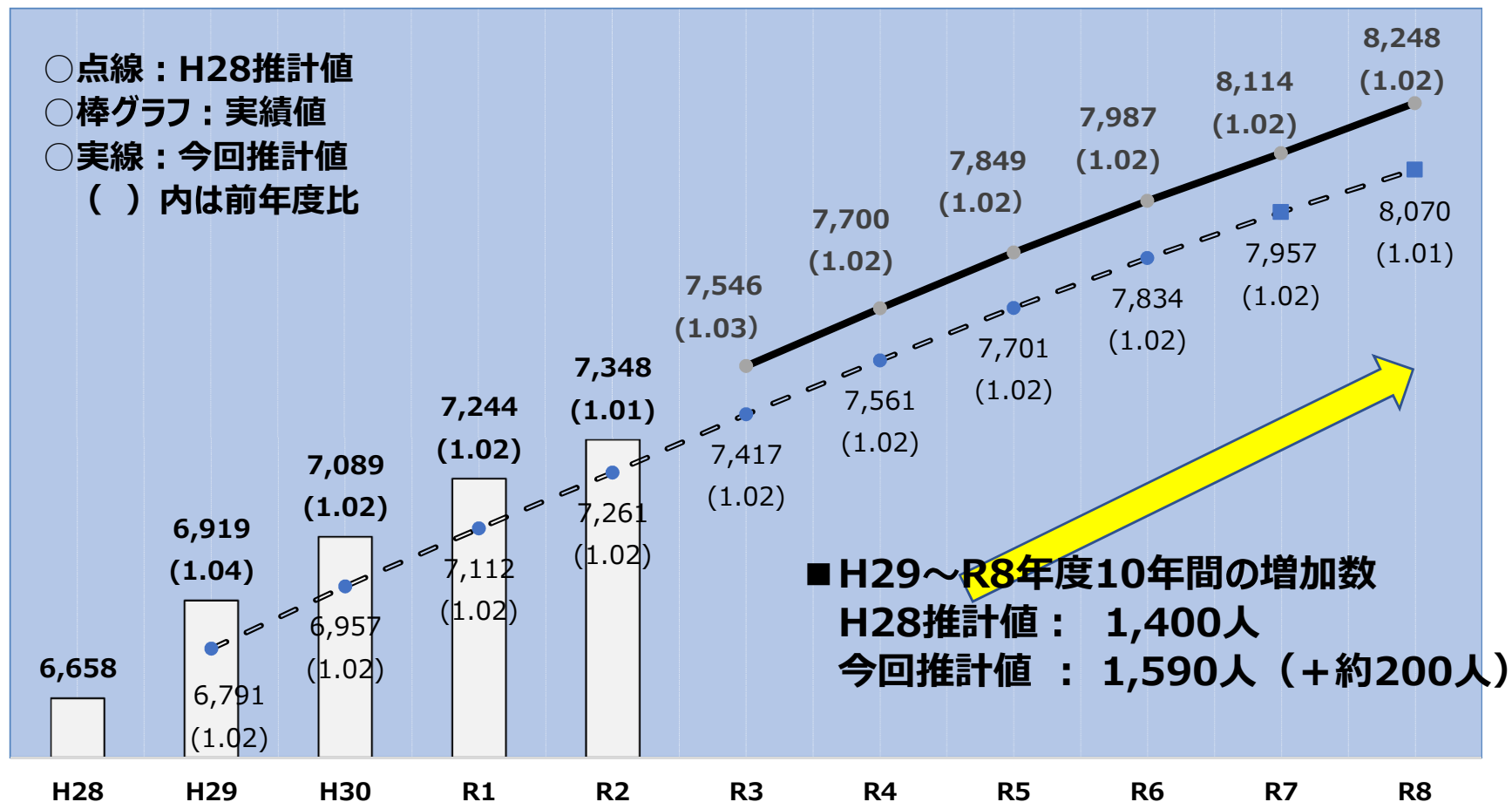
※各年5月1日現在

※平成28年度より小学校には、義務教育学校(前期課程)を、中学校には、義務教育学校(後期課程)をそれぞれ含む。

## 2-① 府立高校等の現状（支援学校）

### (7) 府立支援学校における知的障がいのある児童生徒の将来推計（「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針（R2.10）」抜粋）

- 平成29年度～令和2年度のいずれの年度においても、実績が推計を上回った。
- 前回推計から約200人増。



※ 平成28年度に行った推計を同じ方法により再推計したもの。

府内を①大阪市内、②豊能・三島、③北河内、④中・南河内、⑤泉北・泉南の5つの地域に分け、それぞれに過去5年間の在籍率（各学部の在籍数÷対象年齢人口）を平均化し、今後も同様の在籍率で推移するものとして回帰分析（最小二乗法）を用い、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をベースに算出。

# 2-① 府立高校等の現状

## (8) 2年以上定員に満たない府立高校

### 旧1区

- ① 東淀川高校
- ② 東淀工業高校
- ③ 北野高校
- ④ 柴島高校
- ⑤ 淀川清流高校
- ⑥ 淀商業高校
- ⑦ 扇町総合高校
- ⑧ 桜塚高校(全・定)
- ⑨ 豊島高校
- ⑩ 刀根山高校
- ⑪ 豊中高校
- ⑫ 千里青雲高校
- ⑬ 池田高校
- ⑭ 渋谷高校
- ⑮ 園芸高校
- ⑯ 箕面高校
- ⑰ 箕面東高校
- ⑱ 豊中高校能勢分校
- ⑲ 北千里高校
- ⑳ 吹田高校
- ㉑ 吹田東高校
- ㉒ 山田高校
- ㉓ 千里高校
- ㉔ 芥川高校
- ㉕ 阿武野高校
- ㉖ 大冠高校
- ㉗ 高槻北高校
- ㉘ 三島高校
- ㉙ 槻の木高校
- ㉚ 茨木西高校
- ㉛ 春日丘(全・定)
- ㉜ 北摂つばさ高校
- ㉝ 茨木工科高校(全・定)
- ㉞ 春日丘(全・定)
- ㉟ 阿倍野高校
- ㊱ 工芸高校、第二工芸高校
- ㊲ 住吉高校
- ㊳ 天王寺高校
- ㊴ 東住吉高校
- ㊵ 平野高校
- ㊶ 東住吉総合高校
- ㊷ 長吉高校
- ㊸ 住吉商業高校
- ㊹ 水都国際高校
- ㊺ 港南造形高校
- ㊻ 阪南高校
- ㊼ 教育センター附属高校
- ㊽ 八尾高校
- ㊾ 八尾翠翔高校

### 旧3区

- ㊿ 南高校
- 76 清水谷高校
- 77 夕陽丘高校
- 78 大阪ビジネスフロンティア高校
- 79 高津高校
- 80 今宮高校
- 81 桃谷高校(通・定)
- 82 生野工業高校
- 83 勝山・桃谷(Ⅰ・Ⅱ部)統合新校(仮称)
- 84 今宮工科高校(全・定)
- 85 西成高校
- 86 阿倍野高校
- 87 工芸高校、第二工芸高校
- 88 住吉高校
- 89 天王寺高校
- 90 東住吉高校
- 91 平野高校
- 92 東住吉総合高校
- 93 長吉高校
- 94 住吉商業高校
- 95 水都国際高校
- 96 港南造形高校
- 97 阪南高校
- 98 教育センター附属高校
- 99 八尾高校
- 100 八尾翠翔高校
- 101 山本高校
- 102 八尾北高校
- 103 かまち野高校
- 104 花園高校
- 105 布施高校(全・定)
- 106 みどり清朋高校
- 107 日新高校
- 108 城東工科高校
- 109 布施工科高校
- 110 校岡樟風高校
- 111 布施北高校
- 112 河南高校
- 113 金剛高校
- 114 富田林高校
- 115 長野高校
- 116 大塚高校
- 117 生野高校
- 118 松原高校
- 119 懐風館高校
- 120 藤井寺高校
- 121 藤井寺工科高校(全・定)
- 122 狭山高校
- 123 美原高校
- 124 農芸高校

### 旧2区

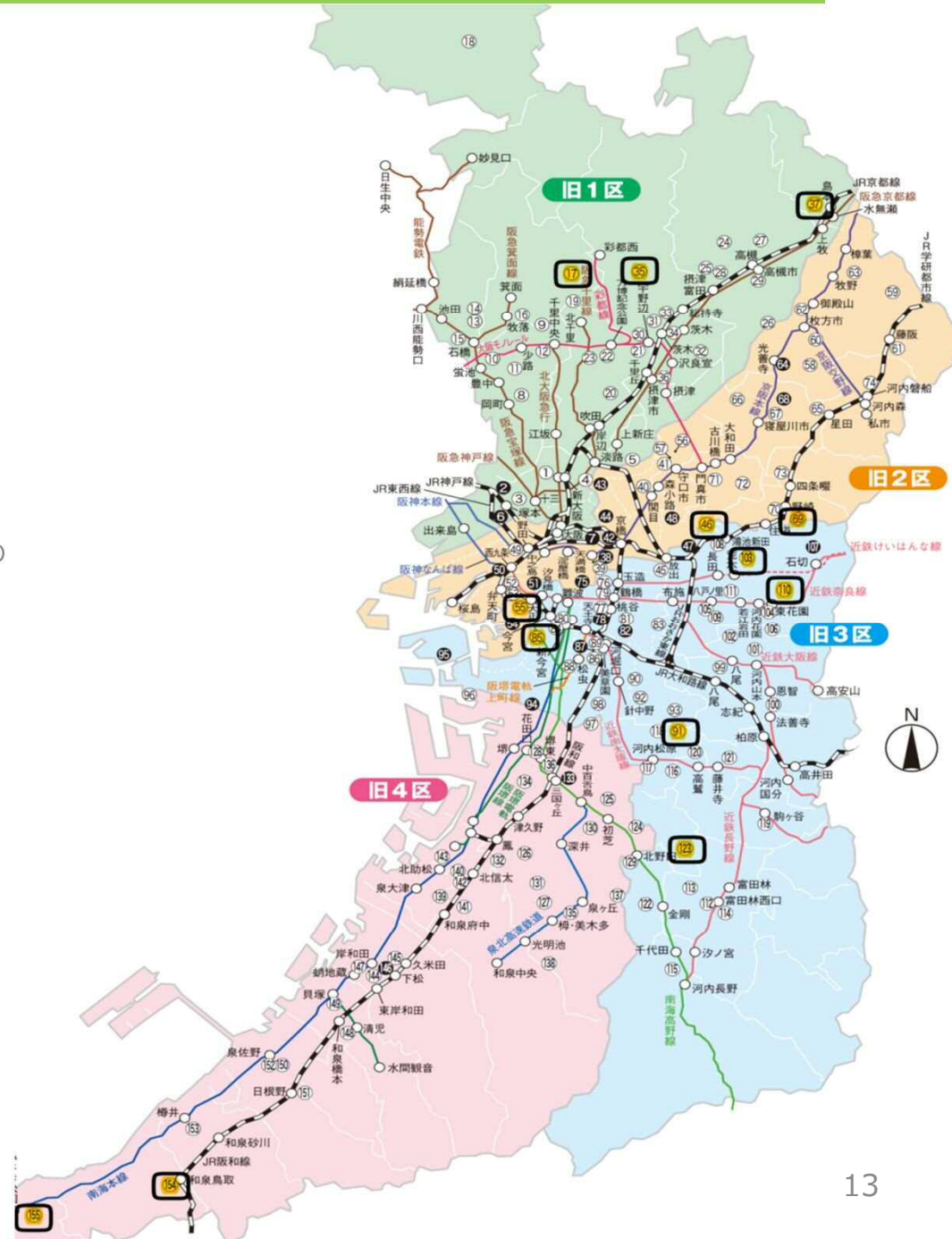
- 88 中央高校(昼夜間)
- 89 大手前高校(全・定)
- 90 旭高校
- 91 淀川工科高校
- 92 東高校
- 93 桜宮高校
- 94 都島工業高校、都島第二工業高校
- 95 成城高校(全・定)
- 96 茨田高校
- 97 汎愛高校
- 98 鶴見商業高校
- 99 西野田工科高校(全・定)
- 100 咲くやこの花高校
- 101 西高校
- 102 港高校
- 103 市岡高校
- 104 泉尾工業高校
- 105 大正白猿高校
- 106 守口東高校
- 107 芦間高校
- 108 香里丘高校(全・定)
- 109 長尾高校
- 110 枚方高校
- 111 枚方津田高校
- 112 枚方なぎさ高校
- 113 枚方高校
- 114 大阪市立高校
- 115 北かわち阜が丘高校
- 116 西寝屋川高校
- 117 寝屋川高校(全・定)
- 118 大阪府立大学工業高等専門学校
- 119 野崎高校
- 120 緑風冠高校
- 121 門真西高校
- 122 門真なみはや高校
- 123 四條畷高校
- 124 交野高校

### 旧4区

- 125 金岡高校
- 126 堺上高校
- 127 堺西高校
- 128 泉陽高校
- 129 登美丘高校
- 130 東百舌鳥高校
- 131 福泉高校
- 132 鳳高校
- 133 緑風冠高校
- 134 堺高校(全・定)
- 135 堺工科高校(全・定)
- 136 泉北高校
- 137 三国丘(全・定)
- 138 堺東高校
- 139 成美高校
- 140 泉大津高校
- 141 信太高校
- 142 伯太高校
- 143 和泉総合高校(全・定)
- 144 高石高校
- 145 和泉高校
- 146 久米田高校
- 147 産業高校(全・定)
- 148 岸和田高校
- 149 貝塚南高校
- 150 貝塚高校
- 151 佐野高校
- 152 日根野高校
- 153 佐野工科高校(全・定)
- 154 泉鳥取高校
- 155 岬高校

\*旧学区表示をしています

平成26年度から、4つの区であった全日制普通科の通学区域が府内全域となりました。





## 2. 府立高校等の現状と課題認識

### ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

---

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (1) 府立学校の学科等別学校数

【平成24年度】

【令和2年度】

【平成11年度】

普通科高校	普通科のみ	117校
	専門学科併置	19校
総合学科高校		3校
専門高校		16校
夜間定時制高校		29校
通信制高校		1校

普通科高校 (108校) ※募集停止校含む	普通科のみ		36校
	専門コース設置		28校
	専門学科併置 20校	文理学科	10校
		国際教養科	6校
		体育科	2校
		芸能文化科	1校
		音楽科	1校
	総合選択制		19校
	単位制		4校
	教育センター附属校		1校
総合学科高校			10校
専門高校 (15校)	農業	2校	
	工科	9校	
	国際・科学	3校	
	総合造形	1校	
クリエイティブスクール			6校
夜間定時制高校			15校
通信制高校			1校
連携型中高一貫校			2校
自立支援推進校			9校
共生推進校			4校

普通科高校 (84校) ※募集停止校含む	普通科のみ		32校
	専門コース設置		36校
	専門学科併置 11校	国際科 (グローバル科)	2校
		国際教養科	5校
		体育科	2校
		芸能文化科	1校
		音楽科	1校
	総合学科併置		1校
	単位制		3校
	教育センター附属校		1校
総合学科高校	① 下記②③以外		15校
	② エンパワメントスクール		8校
	③ クリエイティブスクール		1校
多部制単位制	クリエイティブスクール		2校
専門高校 (25校)	農業	2校	
	工科	9校	
	総合造形	1校	
	文理学科 (GLHS校)	10校	
	国際文化科・総合科学科	3校	
定時制高校			15校
通信制高校			1校
連携型中高一貫校			2校
自立支援推進校			9校
共生推進校			10校
通級指導教室設置校			4校



## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (2) グローバルリーダーズハイスクール (GLHS) について

#### これまでの取組み

#### ○ グローバルリーダーズハイスクール (GLHS) の指定

(北野・豊中・茨木・大手前・四條畷・高津・天王寺・生野・三国丘・岸和田)

H23～10校を指定し文理学科を設置 (普通科と併置)

H28入学生より北野・天王寺は文理学科のみ募集、H30入学生より8校も文理学科のみ募集

幅広い教養と高い専門性、高い志と豊かな人間性、英語運用能力を身に付けたグローバル社会のリーダーを育成

- ・ 学習意欲の喚起 (スタディツアー、大学との連携事業、勉強合宿等)
- ・ 国際感覚の醸成 (イングリッシュキャンプ、海外研修等)
- ・ 社会貢献意識の涵養 (ボランティア体験活動等)
- ・ 課題研究活動の実施 (文理学科では課題研究を必修)
- ・ 10校合同課題研究発表会・授業スキルアップ研修の実施

#### GLHSの成果・課題

#### 【成果】

生徒が学校外のコンテストや発表会等に出かけたり、学識など学校外の方が講演や指導助言等で学校に来るなど、学校外と接する質と量が圧倒的に多く、それが生徒の意欲を刺激している。

#### ○ 難関大学や国公立大学への合格者の増加

- ・ 難関大学 665名 (H25) ➡ 785名 (H31)
- ・ 国公立大学 (現役) 1,270名 (H25) ➡ 1,497名 (H31)

#### ○ 国際科学オリンピックへの出場・表彰

GLHS指定前 0名 ➡ 指定後 3名

国際情報オリンピック (H26 茨木：銅メダル)

国際物理オリンピック (H29 北野：銀メダル、R1天王寺：銀メダル)

#### 【課題】

「卓越性」追求の観点からは一定の成果。10校以外への広がり課題

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (3) 総合学科について

#### これまでの取組み

##### ○ H6 文科省導入

- ・ 普通教育と専門教育を総合的に施す第3の学科
- ・ 主体的な学習や将来の職業を視野に入れた自己の進路への自覚を深めさせる学習を重視

##### ○ H8 大阪府立高校設置

- ・ 未来を築く人材の育成をめざし、国際理解や環境、芸術、福祉等のテーマを設定し、キャリア教育が充実した特色ある総合学科として設置
- ・ 多様な選択科目を設置し、選択の目安として「系列」（体系性や専門性等において相互に関連する科目群）を設定
- ・ 原則履修科目「産業社会と人間」（体験活動やディベート、テーマ学習、発表などを通して自己や社会について学ぶ科目）を中心とするキャリア教育の充実
- ・ 年一回の大阪府高等学校総合学科教育研究大会の開催

##### ○ H27 エンパワメントスクール設置

#### 総合学科の成果・課題

##### 【成果】

##### ○ 総合学科設置校の拡充

- ・ H8 3校 → H20 10校 → R2 24校
- ・ 総合学科の学校が増えることにより、専門性の高い多様な科目が増え、生徒のより興味・関心、進路に沿った選択が可能となった。

##### ○ 全日制総合学科満足度アンケート（平成28年度）

- ・ 「総合学科で学んでよかった」と80%以上が回答した学校 12校
- ・ 「選択した科目で、自分の進路選択につながるものが十分あった」と80%以上が回答した学校 12校

##### 【課題】

- 将来の進路を考えるための様々な体験活動やガイダンス等のキャリア教育の一層の充実

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (4) 国際関係学科について

#### これまでの取組み

- **国際教養科**（5校：旭、枚方、花園、長野、佐野）
  - ・ 第二外国語の授業を実施
  - ・ 世界各国の文化や伝統に触れる異文化理解教育を実施
- **国際文化科**（3校：千里、住吉、泉北）
  - ・ 第二外国語の授業を実施
  - ・ コミュニケーション能力やプレゼンテーション力を身に着ける授業を実施
- **国際科（グローバル科）**（2校：箕面、和泉）
  - ・ 課題解決型の授業やTOEFLを活用した授業など英語に特化した専門教育を実施

#### 国際関係学科の成果・課題

##### 【成果】

- 令和2年度英語以外の外国語の開設状況
  - ・ 英語以外の第二外国語を開設する学校の割合：国際教養科および国際文化科 100%（府立高校 36.5%）
  - ・ 英語以外の第二外国語の開設言語数の平均：国際教養科および国際文化科 4.25言語（府立高校 2.46%）
- 令和元年度英語教育実施状況調査より
  - ・ CEFR A2レベル（英検準2級相当）以上の英語力を有する高校3年生の割合：  
国際関係学科 96.1%（全国平均 43.6%）
  - ・ 英語による発話を授業の半分以上行っている教員の割合：国際関係学科 93.3%（全国平均 53.1%）
- 令和3年度よりの特色ある取組み
  - ・ 国際文化科（8校：旭、枚方、花園、長野、佐野、千里、住吉、泉北）  
⇒第二外国語は原則全員が履修、ICT等を活用し、リアルタイムで海外の高校生と交流
  - ・ グローバル科（2校：箕面、和泉）  
⇒英語の少人数授業の拡充、海外大学進学講座、海外留学希望者向けのサポート講座等を実施

##### 【課題】

- 国際的な社会貢献活動への参加促進
- 海外大学への進学促進
- 生徒の英語力の向上

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (5) エンパワメントスクールについて

#### エンパワメントスクールの概要

##### 【教育課程等】

- ◆ 生徒の「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出すため、義務教育段階からの「学び直し」のカリキュラムを設定
- ◆ 学習リズムを確立し、基礎学力を身に付けるため、1年次の国語・数学・英語は毎日各30分のモジュール授業を実施
- ◆ 国語・数学・英語の3教科の授業は、3学年を通じて、習熟度別・進路希望別で実施
- ◆ 社会人基礎力を身に付けるための「エンパワメントタイム」では、「正解が1つでない問題」について考える授業を実施

##### 【特色】

- ◆ 学校規模は、1学年6学級35人
- ◆ 入学者選抜においては、募集定員の最大50%を面接、自己申告書、調査書中の活動・行動の記録を資料として選抜する独自の手順を設け、生徒の意欲を積極的に評価
- ◆ 教育効果を高めるため、電子黒板やタブレット端末等の教具を整備
- ◆ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー・キャリア教育コーディネーターを配置し、生徒の学校生活を支援するとともに、卒業後の社会的自立に向けたキャリア教育を推進

##### 【1年次の時間割イメージ】

時限		月	火	水	木	金
0	10分	朝の10分				
A	30分	(学)国語				
B	30分	(学)数学				
C	30分	コミュニケーション英語 I				
3	50分	体育	家庭基礎	体育	(学)社会入門	体育
4	50分	(学)社会入門	家庭基礎	(学)理科入門	保健	(学)理科入門
5	50分	社会と情報	(学)社会入門	芸術 I	エンパワ総合	エンパワ産社
6	50分	社会と情報	エンパワ総合	芸術 I	LHR	エンパワ産社

#### エンパワメントスクールの開校状況

開校年度	校名
H27	西成・長吉・箕面東
H28	成城・岬
H29	布施北
H30	和泉総合・淀川清流

#### エンパワメントスクールの成果・課題

大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画  
(平成30年11月9日)より抜粋

##### 【成果】

- ◆ 欠席及び遅刻者数の減少、中途退学者数の減少、基礎学力の定着並びに進路決定率の上昇において着実な成果が見られる。

##### 【課題】

- ◆ 1年次の「学び直し」のための基礎科目と2年次の必履修科目の難易度に大きな開きを感じて、学習意欲が低下する生徒がいる。

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (6) 工科高校について

#### ものづくり教育の充実

工科高校9校は、府内の産業の集積状況を踏まえた地域バランス、生徒の通学の利便性などを考慮して配置している。また、それぞれが時代に応じた人材を育成するという点で大きな役割を果たしていくことが、大阪の産業界からも求められている。

平成24年「ものづくり教育コンソーシアム大阪」の提言を受け、府におけるものづくり教育の活性化に向け、工科高校9校がそれぞれの持つ強みを活かせるよう、平成26年度より各校を3つの重点型に分類し、人材育成の重点化を図った。

人材育成の重点化	高大連携重点型（※1）			実践的スキル養成重点型			地域産業連携重点型		
		工業技術の理論を学ぶ工学系大学への進学を視野に入れ、技術と理論を兼ね備えた「将来の高度技術者」の育成に重点を置いた取組み			高度な職業資格取得をめざし、「高い付加価値を生み出す技術・技能を持つ人材」の育成に重点を置いた取組み			実習や授業における企業連携を一層進め、「ものづくり現場を支えて指導・管理・改善を推進する現場のリーダーとなる人材」の育成に重点を置いた取組み	
工科高校	淀川工科	今宮工科	茨木工科	西野田工科	藤井寺工科	堺工科	城東工科	布施工科	佐野工科

※1 高大連携重点型工科高校に工学系大学進学専科を設置した（各校1学級）

#### 工科高校全体の成果・課題

##### 【成果】

- ◆ 高大連携重点型 : 大学教員による出前実験や大学の研究室訪問、大学見学会の実施とともに、進学に必要な数学、理科、英語の学力向上を図った結果、大学進学者が増加した。
- ◆ 実践的スキル養成重点型 : 電気工事士など就職に役立つ職業資格の取得者が増加した。
- ◆ 地域産業連携重点型 : インターンシップ協力企業数、インターンシップ参加生徒数が増加するなど現場実習が充実した。企業と共同で商品開発に取り組むなど企業との連携が進んだ。

##### 【課題】

- ◆ 大阪の産業基盤を支える人材を育成する観点から、工科高校のさらなる魅力づくり、教育内容の充実を図るとともに、中学生・保護者・中学校教員等に対する広報活動の充実が必要である。
- ◆ 最新技術の習得と技能の向上、実習における安全性の確保を図るため、老朽化した施設・設備の計画的な更新や技術の進展に応じた新規整備を進める必要がある。

※令和元年度以降の取組み：各工科高校が持つものづくり教育の特色化を推進するとともに、PBL（課題解決型学習）を導入。

## 2-② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (7) 定時制・通信制高校について

#### 現 状

##### ◆ 定時制・通信制高校の役割

中学校を卒業して昼間に仕事をしている・不登校など様々な理由で全日制の高校に進学することが困難な青少年に対して夜間や通信により高校教育を受ける機会を設け、セーフティーネットの役割を担っている。

##### ◆ 特色

- 多様な選択科目を開設し、学習意欲を高める。
- ガイダンス機能やカウンセリング機能の充実を高める。
- 単位制を導入し、単位修得を支援する。

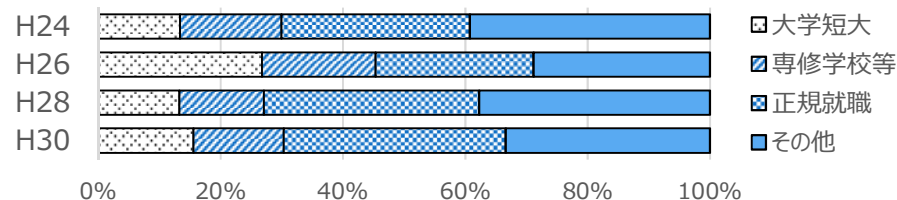
##### ◆ 学校数の変遷

29校 (H12) ⇒ 28校 (H20) ⇒ 16校 (H21) ⇒ 15校 (H22)

##### ◆ 昨今の特徴

勤労青少年に加えて、全日制の課程から編・転入学をする生徒、不登校経験者や中途退学者、障がいのある生徒など、多様な動機や学習歴を持つ生徒の入学が増えている。

##### ◆ 卒業後の進路状況（府立・定時制）



「その他」（非正規就職など）の生徒が3～4割存在する。

#### 昨今の取組み

##### ◆ S S Wの配置

多様な課題を抱える生徒を支援するため、H26年度よりS S Wの配置を開始。R 2年度は全ての定時制・通信制高校16校にS S Wを配置。

##### ◆ 居場所の設置

NPO等と連携して学校に居場所を設置し、支援が必要な生徒を早期発見し、登校の動機づけを行う。R 2年度は定時制4校に設置。

#### 定時制・通信制高校の成果・課題

##### 【成果】

- ◆ S S Wの配置などの取組みにより、社会資源（福祉機関や医療機関など）との連携が進み、生徒が安心して安全に学習できる環境が整い、中退率は減少傾向にある。

##### 【課題】

- ◆ 卒業後の進路について明確な目標を持つことが難しい生徒が一定数おり、将来のことを見据えたキャリア教育を充実させていくことが重要である。
- ◆ 経験年数の少ない教員が増加しており、様々な課題を抱えた生徒に対する支援のノウハウを次の世代の教員へ引き継いでいくことが必要である。

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (8) 自立支援推進校・共生推進校について

#### ➤ 府立高等学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- 大阪府では、すべての児童生徒等が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進。
- このような中、高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実を図るため、「自立支援推進校」、「共生推進校」を平成18年度から制度化。

#### 自立支援推進校

- ・知的障がい生徒自立支援コースを設置している高校。
- ・高等学校のカリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいのあるなしに関わらず、ともに高校生活を送り、交友を深めていくことをめざす。

#### 【府立高校9校に設置】

園芸、阿武野、柴島、枚方なぎさ、  
八尾翠翔、西成、松原、堺東、貝塚

#### 共生推進校

- ・職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の共生推進教室を設置している高校。
- ・週1回、高等支援学校で職業に関する専門教科を学ぶなど、両校の連携協力のもと、高等支援学校の生徒が高校の生徒とともに学び、交友を深めていくことをめざす。

#### 【府立高校10校に設置】

千里青雲、北摂つばさ、芦間、緑風冠、枚岡樟風、金剛、  
信太、久米田、東住吉、今宮

#### 自立支援推進校・共生推進校の成果・課題

#### 【成果】

- それぞれの生徒は、それ以外の生徒との交流を通じ、自立心や社会性等、集団の中で生活する力を付けている。
- 生徒たちがともに学ぶ中で、互いを尊重し、支え合う姿勢を育んでおり、卒業生が母校の学習サポーターになるなど、次代の共生社会を担う人材が育っている。
- 教員の多様な生徒への理解や指導力の向上につながっている。

#### 【課題】

- 自立支援コースの受入人数が少ない（倍率2～3倍で推移）
- 教員の専門性の向上・校内支援体制の構築等。
- 府立高校のインクルーシブ教育推進体制・仕組みの構築が必要。
- その際、それぞれのニーズや課題等を踏まえた拡充等の検討が必要。

#### ➤ 支援教育サポート校が府立高校等を支援

- 自立支援推進校・共生推進校から4校（枚方なぎさ、松原、柴島、堺東）を支援教育サポート校に位置付け（平成24年度～）。
  - 校内支援体制や集団形成、教科指導のノウハウ等に関する訪問・来校相談等により、府立高校における支援教育力の充実を支援。
- ＜主な取組み＞
- ① 訪問・来校相談（校内支援体制・仲間づくり、教育課程の編成の工夫など）
  - ② 研究授業・公開授業の実施、情報提供（教材・教具、授業モデル案など）

## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果

### (9) 高等学校における「通級による指導」の概要

#### ➤ 高等学校における「通級による指導」

■ 『「通級による指導」とは、通常の学級に在籍する障がいのある生徒が、各教科等の大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導の形態』を言う。

学校教育法施行規則等の改正により、平成30年度から高等学校等においても「通級による指導」が実施可能となった。

■ 『「通級による指導」では、通常の学級で教科等の学習をしながら、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服する』ために、支援学校の教育課程において設けられた指導領域である「自立活動」に相当する指導を行うことをもって高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる\*。また、年間7単位まで卒業認定単位に含めることができる。

\* 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）第1章第3款の1の必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の2に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の3に規定する総合学科における「産業社会と人間」、同章第4款の4、5及び6・同章第7款の5の規定により行う特別活動に替えることはできない。

#### 府立高校における「通級による指導」の状況

- 府立高校4校に通級指導教室を設置（柴島、大手前（全日制の課程）、松原、岬）。指導生徒数は、20人。国の加配による担当教員（各1人ずつ）を配置。
- 当面の間、発達障がいやその特性のある生徒を対象とした自校通級を基本としている。

#### 「通級による指導」の成果・課題

##### 【成果】

- 「通級による指導」を受けた生徒が、通常の学級においてクラスメイトと積極的なコミュニケーションを図る姿が見られたり、高校卒業後の進路に向けて主体的に取り組むようになるなど、学校生活における困難の軽減や自己肯定感の高まりなどが見られている。

##### 【課題】

- 通級指導教室の数的な不足。
- 教員1人当たり生徒数や、他校通級の有効性等の検証。
- 教員の専門性の向上・校内支援体制の構築等。
  - 本来はすべての学校にあるべきもの（東京都は令和3年度からすべての都立高校に設置する見込み）。
  - これまでの取組み成果等を踏まえた拡充の検討が必要。

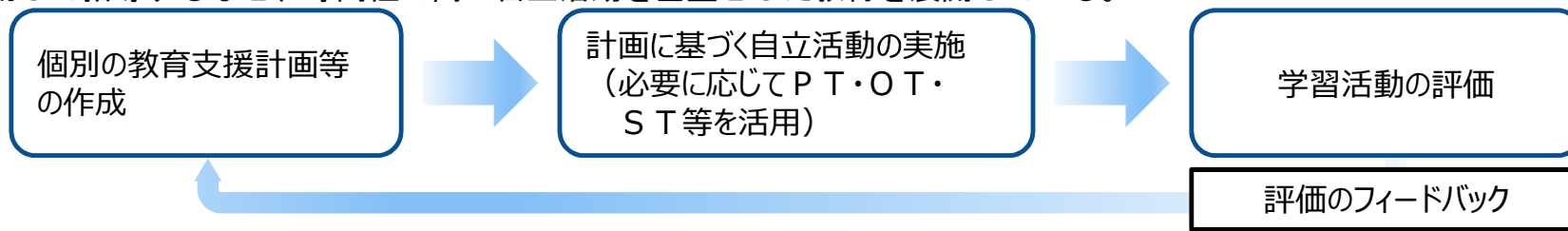


## 2 - ② 府立高校等のこれまでの取組の成果（支援学校）

### (10) 支援学校における取組と障がいのある児童生徒等一人ひとりに応じた教育について

#### ➤ 支援学校における取組み状況

■支援学校においては、アセスメントに基づき個別の教育支援計画等を作成し、必要に応じて、PT・OT・ST等を活用して指導するなど、専門性の高い自立活動を基盤とした教育を展開している。

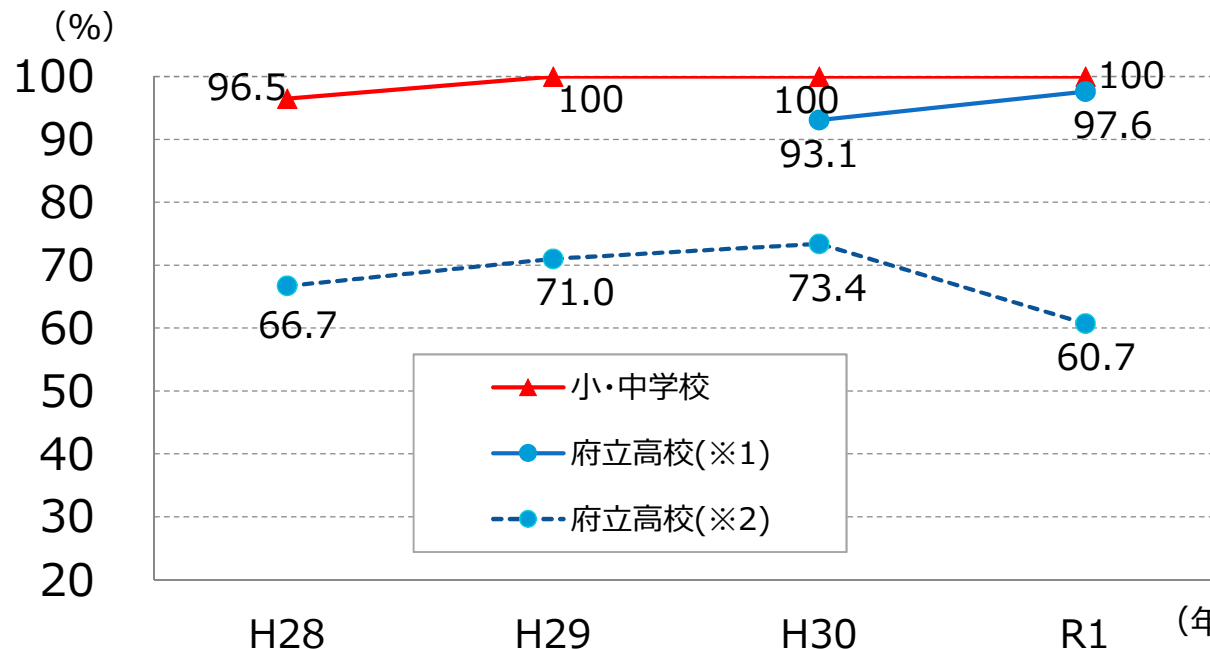


#### ➤ 小・中学校、高等学校における状況

■小学校及び中学校学習指導要領（H29年3月告示）、高等学校学習指導要領（H30年3月告示）の改正施行により、個別の教育支援計画等の作成・活用や自立活動の導入等が明確に位置付けられた。

■併せて、支援学校の助言等を活用することも明記されており、支援学校のセンター的機能との連携も求められる。

#### 【参考】公立小・中学校の通常の学級・府立高校における「個別の教育支援計画」の作成に取り組む学校の割合推移



- 小・中学校の通常の学級における「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合は、100%を維持している。
- 小・中学校の支援学級においても100%を維持している。

※支援学級設置率（R2年度）  
 小学校：99.5%  
 中学校：98.9%

(※1)障がいにより配慮を要する生徒が在籍するとしている高校に占める割合

(※2)全ての府立高校に占める割合



## 2. 府立高校等の現状と課題認識

### ③ 府立高校のあり方等に係る審議に向けた課題認識

---

## 2 - ③ 今後の府立高校のあり方等に係る審議に向けた課題認識

### (1) 「公平性」追求にあたっての課題

#### ① 配慮を要する生徒の増加 ～ 府立高校における機能強化等の必要性①

##### ○ さまざまな配慮を要する生徒

「知的障がい」「発達障がい」など、「さまざまな配慮を要する生徒」が、近年増加している。

※H24年文科省調査は、公立小中学校の通常の学級において、「学習面・行動面で著しい困難を示す児童生徒」の割合を6.5%と推定する。

- 府教育委員会は、府立支援学校の知的障がいのある児童生徒は、H28（2016）年度（6,658人）からR8（2026）年度（8,248人）までの10年間で1,590人増加すると推計した（再掲）。



##### ○ 府立高校に在籍する障がいのある生徒の増加

府内市町村中学校で支援学級に在籍する生徒数は、中学校はこの10年間でほぼ倍増。

（知的障がいのある生徒：約2.4倍、自閉症・情緒障がいのある生徒：約3.0倍）。

大阪では、府内中学校の支援学級を卒業した生徒の約2割が支援学校高等部に進学し、約3割が公立高校、約4割が私立高校の進路を選択。

#### ② 府立高校における配慮を要する生徒の現状 ～ 府立高校における機能強化等の必要性②

##### ○ 「ともに学び、ともに育つ」教育

府教育委員会では、「ともに学び、ともに育つ」教育の柱のひとつとして、府立高校において、自立支援推進校や共生推進校などの設置などの取組みを進めてきた。

自立支援推進校 9校 90人、共生推進校 10校 75人、通級指導教室設置校 4校 20人

##### ○ 高校生活支援カード

入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握。

- 全府立高校（全日制・定時制・通信制）に在籍する生徒数108,458人（令和2年度）のうち障がいにより配慮を要する生徒数 3,174人（3.04%）※平成26年度より人数比40%増

## 2 - ③ 今後の府立高校のあり方等に係る審議に向けた課題認識

### (1)「公平性」追求にあたっての課題

### ③ 再編整備の状況 ～ 郊外部に位置する生徒の受け皿の減少

#### 府立学校条例（平成24年4月1日施行）

##### ○ 第2条第2項

- ・「入学を志願する者の数が三年連続して定員に満たない高等学校で、その後も改善する見込みがないと認められるものは、再編整備の対象とする」

##### ○ 条例に基づく募集停止校

2015年	西淀川	(2017年募集停止、2019年閉校)
2016年	大正	(2018年募集停止、2020年閉校)
2017年	柏原東・長野北	(2019年募集停止、2021年閉校)

##### ○ 現状

- 3年連続 岬、枚岡樟風（※）
- 2年連続 福井、島本、野崎、かわち野、泉鳥取、箕面東、美原、茨田、平野、大正白稜、西成
- ※ 今年度は、コロナによる受験生等の不安を避ける観点から、1年間判断を保留

### ④ 生徒の地元志向 ～ 府立高校における「地域性」

#### ○ 旧の通学区域ごとの志願者の割合

	志願者の比率					
	旧1区	旧2区	旧3区	旧4区	その他	合計
旧1区の高等学校	<b>96.2%</b>	2.6%	0.3%	0.1%	0.9%	100.0%
旧2区の高等学校	4.2%	<b>85.3%</b>	8.7%	0.9%	0.8%	100.0%
旧3区の高等学校	0.8%	6.3%	<b>86.7%</b>	5.4%	0.8%	100.0%
旧4区の高等学校	0.1%	0.1%	6.0%	<b>93.4%</b>	0.3%	100.0%
全体	旧の通学区域内にある公立中学校出身者の割合 <b>90.7%</b>					

## 2 - ③ 今後の府立高校のあり方等に係る審議に向けた課題認識

### (2) 「卓越性」追求にあたっての課題

#### ■ 未来社会を創造する教育の実現 ～将来を見据えた高度な学びの機会の創出の必要性～

Society5.0時代の到来に向け、グローバル化や情報化などが加速度的に進展する社会においては、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえた、国際的な視野や課題発見・解決能力、論理的思考力、探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要。そのため、さらなる高度な学びの機会の創出が求められる。

#### ○STEAM教育※等の教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成

⇒文理の枠を超えた教科等横断的な視点による教育の必要性

※STEAM教育： Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）を統合的に学習する「STEM教育」に、さらにArts（人文科学・リベラルアーツ）を統合する教育手法

#### ○課題の発見と解決に必要な知識・技能と主体的・協働的に取り組む資質・能力の育成

⇒国内外の大学、企業、地域等の関係機関との連携

#### ○GIGAスクール構想の実現によるICTを活用した「主体的・対話的で深い学び」の実現

⇒一斉学習、個別学習及び協働学習を組み合わせることによる学びの深化

#### ○AI、ロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術の高度な発達

⇒情報活用能力、データリテラシーの向上

#### ○個々の能力を存分に伸ばせる高度な学びの機会など新たな学びへの対応

⇒大学や研究機関等の多様な人材・リソースを活用したアカデミックな知見を用いた指導の推進